

令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算
を取得し実施される手当の支給に関して

【処遇改善手当】

1. 正職員・準職員（介護職員）については、一人当たり毎月基本給の15%程度を処遇改善手当として、またパート職員については、時給平均100円程度を処遇改善手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
2. 夜勤1回につき夜勤手当とは別に2,000円を処遇改善手当として支給する。
3. 病気や事故、身内の不幸等により当日欠勤が生じた際に急遽代替えにて出勤した職員に処遇改善手当を支給する
 - ①8時間勤務を基本とし、1回5,000円を賞与時に支給する。
 - ②15時間夜勤の際は、1回10,000円を賞与時に支給する。
4. 介護支援専門員の資格を取得した者に資格取得奨励金として50,000円を処遇改善手当として支給する。
5. 介護福祉士の資格を取得した者に資格取得奨励金として50,000円を処遇改善手当として支給する。

【介護事業所手当】

1. 正職員・準職員（介護職員・庶務職員・運転手）については、一人当たり毎月10,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員（介護職員・庶務職員・運転手）については、時給平均50円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
2. 正職員・準職員（介護福祉士）については、一人当たり毎月15,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員（介護福祉士）については、時給平均75円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
3. 正職員・準職員（介護役職者及びその他職種の職員）については、一人当たり毎月20,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員（その他職種の職員）については、時給平均100円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
4. 介護老人福祉施設における宿直職員および通所リハビリテーションのリハビリテーション職員は、上記手当より除外する。

以上